

長野県太陽光発電初期費用ゼロ円モデル普及促進事業
施工事業者募集要領

1 目的

長野県（以下「県」という。）では、「長野県ゼロカーボン戦略」に基づき、2050 年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロ以下とする「2050 ゼロカーボン」の実現に向けた取組の一環として、太陽光発電の普及促進に取り組んでいるが、住宅等においては設備の設置に係る初期費用の負担が導入の障壁となりやすい。

そこで、サービスを利用する者が原則として初期費用を負担することなく太陽光発電設備等を利用することのできるサービスプランを県が募集・登録し、県民及び事業者等へ周知する取組である「長野県太陽光発電初期費用ゼロ円モデル普及促進事業」（以下「本事業」という。）を実施する。

この要領では、本事業の実施に当たり、県内の施工事業者の募集等について定める。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電設備等

次に掲げるものをいう。

ア 太陽光発電設備

イ 太陽光発電設備及び蓄電池

(2) 初期費用ゼロ円等サービス

P P A（電力販売）やリース等の第三者が設備を所有する形態により太陽光発電設備等が建物等に設置され、当該建物の居住者等が原則として初期費用を負担することなく太陽光発電設備等を利用することのできるサービスプランをいう。

(3) サービス実施事業者

初期費用ゼロ円等サービスを実施する事業者をいう。

(4) 県内施工事業者

長野県内に本店を置く者であって、太陽光発電設備等の設置工事を行う事業者をいう。

3 事業概要

(1) 施工事業者リストの作成

県は、サービス実施事業者が長野県内において初期費用ゼロ円等サービスの実施を検討する際、提携する県内施工事業者の検索を容易にするため、所定の要件を満たす県内施工事業者を募集し、その一覧（以下「施工事業者リスト」という。）を作成した上で、サービス実施事業者から求めがあった場合は、当該事業者へ施工事業者リストを提供する。

(2) 初期費用ゼロ円等サービスの募集

県は、所定の要件を満たす初期費用ゼロ円等サービスを募集する。

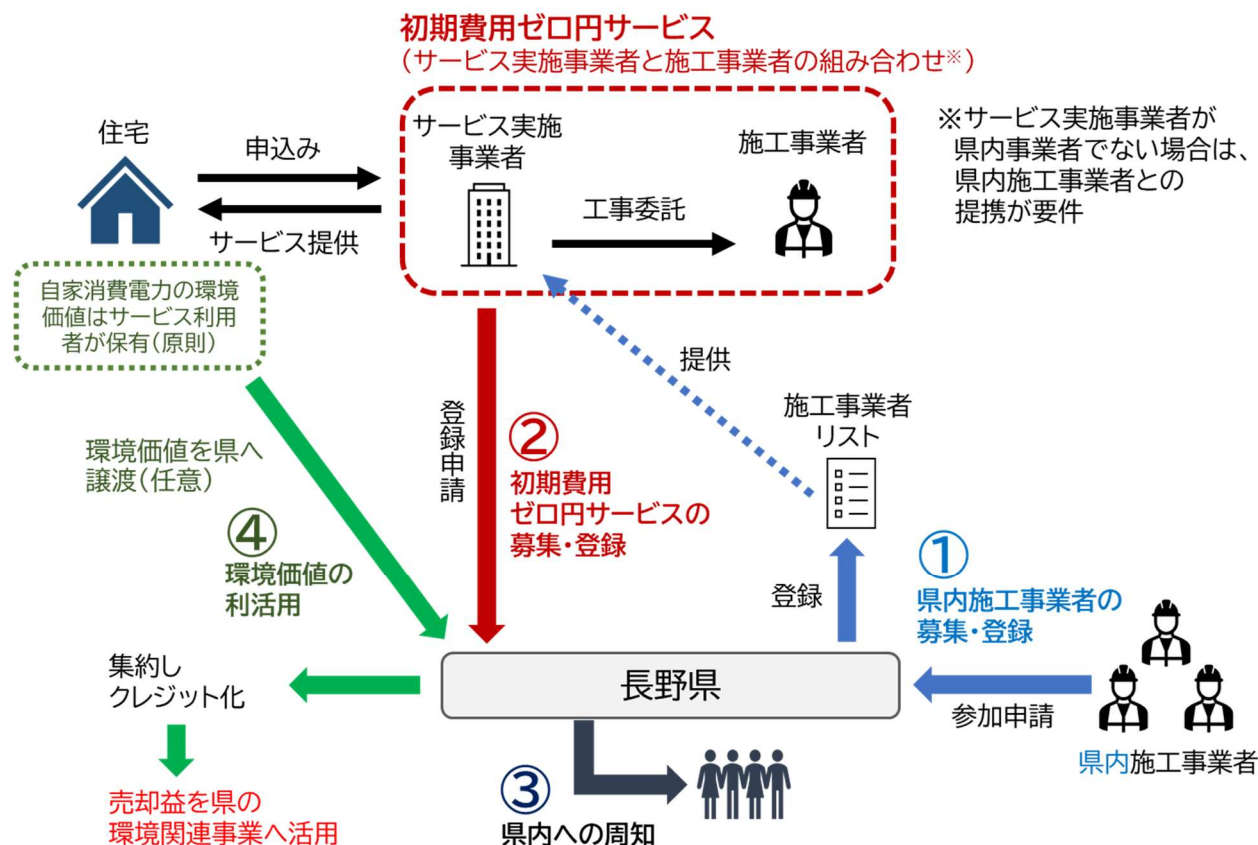
(3) 登録サービスの周知

県は、登録した初期費用ゼロ円等サービス（以下「登録サービス」という。）を県民及び事業者等へ周知する。

(4) 環境価値の利活用

県は、登録サービスにより設置された太陽光発電設備により発電された電気のうち、登録サービスを利用する者（以下「サービス利用者」という。）が自ら消費する電気（以下「自家消費電力」という。）に係る環境価値（温室効果ガス排出量の削減効果）を集約した上でクレジット化し、その売却益を県の環境関連事業に活用する。

【事業イメージ】



4 登録の要件

県内施工事業者の施工事業者リストへの登録要件は以下のとおりとする。

- (1) 長野県内に本店を置く者であること。
- (2) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者に該当しない者であること。
- (3) 建物等への太陽光発電設備等の設置に係る全ての工事を一括して受注することができること。
- (4) 設置工事を行う太陽光発電設備等に係る施工 I D（太陽光発電設備等の製造事業者が、適切に自社設備を設置することができる事業者として施工事業者が付与する資格をいう。）を保有していること。なお、設置工事と電気工事等、一連の太陽光発電設備等の設置工事について複数種類の施工 I D が発行される場合は、その全てを保有していること。
- (5) 太陽光発電設備等の設置工事が原因で生じた身体の障害又は財物の損壊に対して損害賠償等の必要な対応をとるための保険への加入等の措置が講じられていること。
- (6) 県の入札参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7) 長野県税を滞納していないこと。

5 登録申請方法

(1) 申請書類

施工事業者リストへの登録を希望する事業者（以下「申請者」という。）は、次の書類を提出するものとする。

ア 施工事業者登録申請書（様式工－１）

イ 申請事業者概要書（様式工－２）

ウ 誓約書（様式工－３）

エ 添付書類

（ア） 県内に本店を置くことが確認できる書類（商業・法人登記簿謄本等）

（イ） 県税の納税証明書（未納のない証明）（証明日が申請日以前３か月以内のもの）

（ウ） 有効期間内の施工ＩＤを保有していることが分かる書類（認定証の写し等）

（エ） 太陽光発電設備等の設置工事が原因で生じた身体の障害又は財物の損壊に対して損害賠償等の必要な対応をとるための保険への加入等の措置が講じられていることが分かる書類（保険証書の写し等）

(2) 申請方法

郵送又は電子メール

(3) 申請書類の提出先

ア 郵送

〒380-8570 （県庁専用番号のため住所記載不要）

長野県環境部 環境政策課ゼロカーボン推進室 再生可能エネルギー係 あて

イ 電子メール

zerocarbon@pref.nagano.lg.jp

6 施工事業者リストへの登録

県は、申請書類を受理したときは、内容を審査の上、要件を満たす事業者を施工事業者リスト（様式工－４）に登録するとともに、審査結果を申請者に文書で通知するものとする。なお、登録については有効期限を設けないものとする。

7 施工事業者リストの提供

県は、サービス実施事業者から求めがあった場合には、当該事業者へ施工事業者リストを提供する。

8 定期報告

施工事業者リストに登録された施工事業者（以下「登録施工事業者」という。）は、毎年度の施工実績、施工ＩＤの保有状況及び保険等への加入状況について、当該年度の翌年度の４月末日までに、施工事業者状況報告書（様式工－５）により県に報告するものとする。

9 登録の変更、抹消、削除

(1) 登録の変更

登録施工事業者は、施工事業者リストに記載された内容に変更がある場合は、変更届出書（様式工－6）を提出するものとする。

(2) 登録の抹消

登録施工事業者は、施工事業者リストからの抹消を希望する場合は、登録抹消申請書（様式工－7）により申請するものとする。

(3) 登録の削除

県は、登録施工事業者が次のいずれかに該当する場合は、当該登録施工事業者の登録を削除することができる。

ア 登録施工事業者が、廃業または破産したとき。

イ 登録施工事業者が、「4 登録の要件」に掲げる要件を欠くに至ったとき、又は虚偽の申請をしたことが判明したとき。

ウ 登録施工事業者が、太陽光発電設備等の設置工事に関し不正又は著しく不当な行為を行う等、県が登録を取り消すことが相当と認めたとき。

10 免責

県は、登録施工事業者が行う契約等に関与しないものとし、本事業が原因で生じたトラブルや損害等について、いかなる責任も負わないものとする。

11 問合せ先

長野県環境部 環境政策課ゼロカーボン推進室 再生可能エネルギー係

住所：〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

電話：026-235-7255（直通）

附則

この要領は、令和7年2月14日から施行する。